



平成 18 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社デイトナ
代表者名 取締役社長 鈴木紳一郎
(コード番号 7228)
問合せ先 取締役 中嶋哲司
電 話 0538-84-2200

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 3 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 3 月 24 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

中長期的な観点から当社および従業員の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものがあります。

2. 新株予約権割当の対象者

平成 18 年 4 月 1 日における当社の取締役および従業員に割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 74,700 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整を行うものとする。

(2)新株予約権の総数

747 個を上限とする。

(3)新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4)各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、次により決定される株式 1 株当たりの払込金額（以下、「払込金額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額、発行日の属する月の前月末日に当社が有する自己株式 1 株当たりの平均取得価額（平均取得価額の合計を保有株式数で除した価額）に 1.05 を乗じた金額のうちいずれか高い額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

また、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、払込金額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得な

い事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(5)新株予約権の行使可能期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(6)その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が新株予約権の全部または一部につき権利を行使することができなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 株式交換または株式移転における新株予約権の承継

当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させるものとする。但し、当該株式交換または株式移転に際し、当社株主総会（他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社および当該他社のそれぞれの株主総会）において、以下に定める方針に沿って完全親会社が当該新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、当該新株予約権 1 個の目的たる株式の数（(1)により調整がなされた場合には調整後の数）を調整する。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、払込金額（(4)により修正または調整がなされた場合には修正または調整後の払込金額）を調整する。

新株予約権を行使することができる期間

(5)に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、(5)に定める行使可能期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに消却事由および条件

本要領に定める新株予約権の条件に準ずるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要する。

(10) 法令の改正に伴う取扱い

会社法、証券取引法その他の法令の新設または改廃により、本要領において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

(注) 上記新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、平成 18 年 3 月 24 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会決議をもって決定いたします。